## 地震の予知及び防災に関する研究助成拡充のための 特定費用準備資金の保有に関する規則

平成29年3月27日 28規則第6号 (平成29年3月27日 第16回 理事会決定)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人地震予知総合研究振興会(以下「この法人」という。) における地震の予知及び防災に関する研究の助成事業の拡充のための特定費用準備資金 の保有に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特定費用準備資金の名称等)

第2条 この特定費用準備資金の名称は、次のとおりとする。 研究助成事業拡充資金

- 2 研究助成事業拡充資金により実施する活動の名称等は、次の各号に定めるとおりと する。
  - (1) 活動の名称 地震の予知及び防災に関する研究の助成の拡充
  - (2) 活動の内容 地震予知に関する科学技術を発展させ、地震災害の軽減を図り、 もって国民の生命・財産の保全に寄与することを目的とした地震の予知及び防 災に関する研究の助成の拡充
  - (3) 計画期間 平成28年度~平成42年度 (15年間)
  - (4) 実施予定時期 平成33年度~平成42年度
  - (5) 積立限度額 100,000,000 円
  - (6) 積立限度額の算定の根拠 1件当たり 2,000,000 円の助成金を年間 5件 (年間 10,000,000 円) 助成し、10年間継続するための資金の積立て

(管理方法)

第3条 研究助成事業拡充資金は、他の資金と区分して管理するものとする。

附則

この規則は、平成29年3月27日から施行する。